

定額減税補足給付金（調整給付金） Q&A

目次

- Q1 調整給付金とはどのような制度ですか。…………… - 1 -
- Q2 調整給付金はどのような人が対象ですか。…………… - 1 -
- Q3 調整給付金は、どこが実施（支給）しますか。…………… - 1 -
- Q4 調整給付金を受給するにはどうしたらよいですか。…………… - 1 -
- Q5 調整給付金の額はいくらですか。…………… - 1 -
- Q6 個人住民税が非課税ですが、調整給付金は受給できますか。…………… - 1 -
- Q7 令和5年分所得税額を令和6年分推計所得税額とみなしているのに、令和5年分所得税の源泉徴収票や確定申告の金額と異なりますが、なぜですか。異なっている場合は、再計算してもらえますか。…………… - 2 -
- Q8 令和5年分所得の申告内容を修正した結果、受給した調整給付金が過大となった場合は、返還しなければなりませんか。逆に、不足した場合は追加で支給されますか。…………… - 2 -
- Q9 令和6年中に子どもが生まれました。調整給付金の算定対象となりますか。…………… - 2 -
- Q10 調整給付金は、課税や差し押さえの対象となりますか。…………… - 2 -
- Q11 調整給付金について、令和6年度分個人住民税の賦課期日の翌日（令和6年1月2日）以降、納税義務者が死亡した場合の取扱いはどうなりますか。…………… - 2 -

Q1 調整給付金とはどのような制度ですか。

令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税で実施される定額減税において、定額減税しきれないと見込まれる方（定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる方）について、給付金が支給されるものです。

また、給付金の支給後に個人住民税の減額や令和6年分所得税額の確定により、給付金額に不足額があることが判明した方については、令和7年以降に不足分が追加給付される予定です。

Q2 調整給付金とはどのような人が対象ですか。

令和6年度分個人住民税所得割が課税されている方又は令和6年度分個人住民税の課税内容を基に算出される令和6年分推計所得税額がある方で、定額減税しきれない方（定額減税可能額が減税前税額を上回る方）が、調整給付金の対象となります。

ただし、前年の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象となりません。

Q3 調整給付金は、どこが実施（支給）しますか。

令和6年度分個人住民税を課税している自治体（令和6年1月1日現在の住所地の自治体）が実施します。

Q4 調整給付金を受給するにはどうしたらよいですか。

給付対象となる方には、令和6年7月30日（火）に「支給確認書」を送付します。支給確認書に必要事項を記入し、本人確認書類等を添付のうえ、同封の返信用封筒にてご返送ください。提出期限（令和6年10月31日）までに支給確認書等の提出がない場合は、給付金を受給できませんのでお早めに御提出ください。（提出書類に不備がある方も、提出期限までに書類等がそろわない場合は、給付金を受給できません。）

なお、提出いただいた支給確認書に不備がなければ、提出後30日程度で振り込まれます。

Q5 調整給付金の額はいくらですか。

所得税・個人住民税所得割について、それぞれの控除不足額（減税しきれない額）を算出し、その合計額を1万円単位（1万円未満を切上げ）にした額です。詳しくは、町ホームページ「定額減税補足給付金（調整給付金）について」の「調整給付額の算出方法について」をご確認ください。

Q6 個人住民税が非課税ですが、調整給付金を受給できますか。

所得税が非課税で、令和6年度分個人住民税が非課税もしくは均等割・森林環境税のみ課

税となる方は、定額減税の対象とならないため、調整給付金の対象となりません。

Q7 令和5年分所得税額を令和6年分推計所得税額とみなしているのに、令和5年分所得税の源泉徴収票や確定申告の金額と異なりますが、なぜですか。異なっている場合は、再計算してもらえますか。

令和6年分推計所得税額は、令和6年度分個人住民税の課税情報（令和5年中の所得・控除内容）をもとに国の算定ツールにより算出した金額であるため、令和5年分所得税の確定申告や、給与等の源泉徴収により実際に納めた所得税額と異なる場合があります。令和6年分所得税額と定額減税額が確定した際に、既に給付した調整給付額と不足額が生じる場合は、令和7年以降に追加の給付を行いますので、重大な相違があると認める場合を除き、原則再計算はしません。

Q8 令和5年分所得の申告内容を修正した結果、受給した調整給付金が過大となった場合は、返還しなければなりませんか。逆に、不足した場合は追加で支給されますか。

修正申告等により、受給した調整給付金額が過大となった場合でも返還の必要はありません。ただし、修正申告等により、調整給付金の対象ではなく、新たな非課税世帯等への給付金の対象となった場合は、調整給付金の返還を求める場合があります。また、令和5年中の所得内容を修正した結果、令和6年度分個人住民税所得割額が更正され、既に支給済みの調整給付金額が不足する場合は、令和7年以降にその不足分を追加給付する予定です。

Q9 令和6年中に子どもが生まれました。調整給付金の算定対象となりますか。

令和6年中の扶養親族の追加は、個人住民税の調整給付金の対象になりません。なお、所得税については、令和6年中に給付した調整給付金額が不足する場合は、令和7年以降に給付される予定です。

Q10 調整給付金は、課税や差し押さえの対象となりますか。

「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則」に基づき、課税・差し押さえの対象とはなりません。

Q11 調整給付金について、令和6年度分個人住民税の賦課期日の翌日（令和6年1月2日）以降、納税義務者が死亡した場合の取扱いはどうなりますか。

調整給付金の法的性格は、民法上の贈与契約であり、給付金の支給にあたっては、支給対象者の受贈の意思表示が必要となります。したがって、令和6年1月2日以降、納税義務者が死亡した場合、以下の取扱いとなります。

納税義務者が、

- (1) 当初調整給付確認書の返送・申請を行うことなく亡くなられた場合

当初調整給付は支給されません。

(2) 当初調整給付確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合

当該納税義務者に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

※なお、上記(2)の場合にあっても、令和7年度の不足額給付については、給付・相続されません。

※令和7年度分個人住民税の賦課期日の翌日（令和7年1月2日）以降、納税義務者が死亡した場合の不足額給付の取扱いについても、上記に準じることとなります。